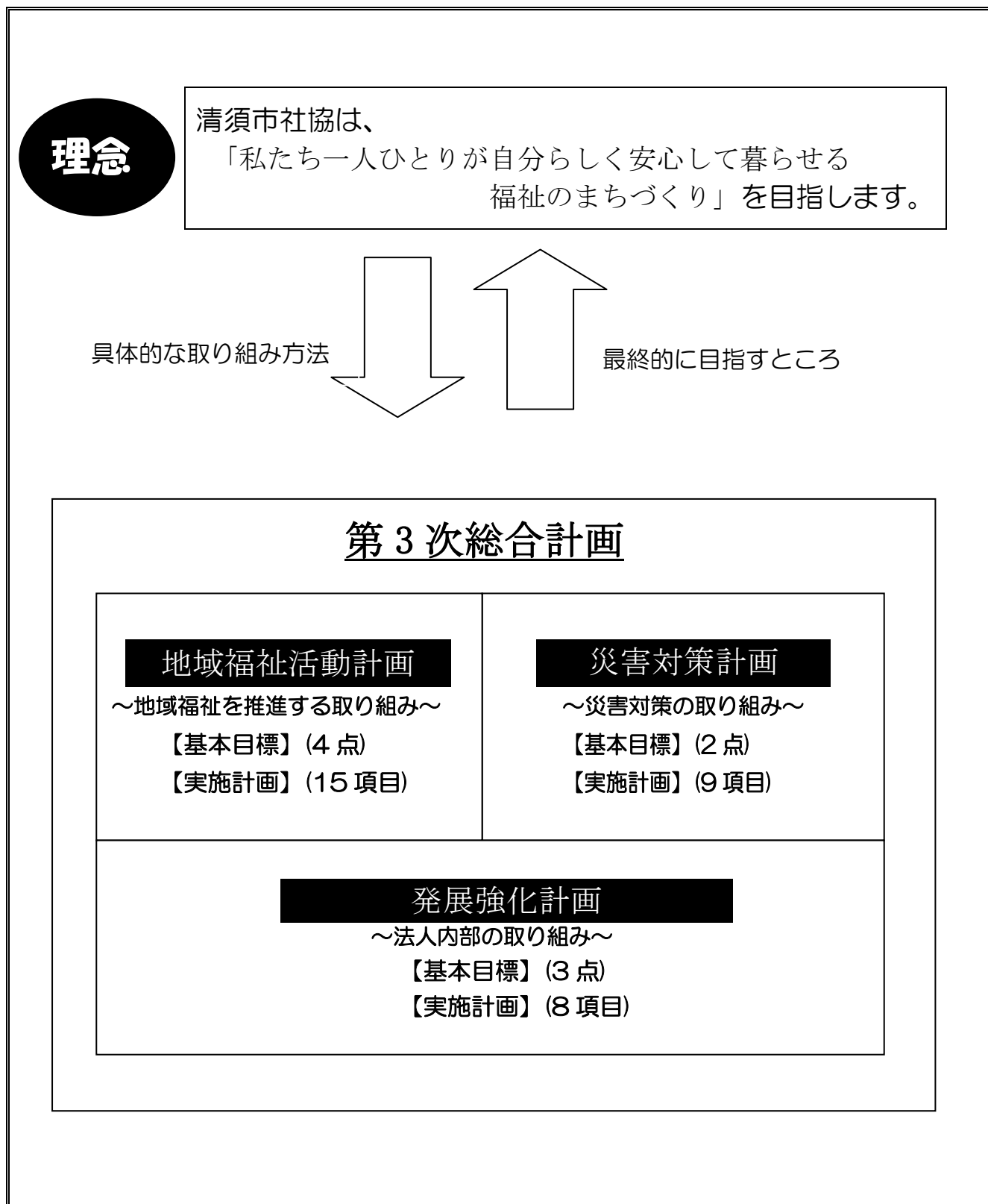


平成29年度
事業計画

社会福祉法人清須市社会福祉協議会

平成 29 年度清須市社会福祉協議会事業計画

1. 第 3 次総合計画の構成及び体系図



2. 第3次総合計画の体系表

理念

私たち一人ひとりが自分らしく安心して暮らせる福祉のまちづくり

	基 本 目 標	実 施 計 画
地域福祉活動計画	(1) 支えあいのあるまちをつくります	1) ブロック社協事業 2) 市民活動ボランティアセンター事業 3) 福祉団体の活動支援
	(2) 広く福祉情報が届く環境をつくります	4) 広報・広聴・啓発事業
	(3) 困りごとを気軽に相談できる体制をつくります	5) 地域包括支援センター事業 6) 障害者相談支援事業 7) 法律相談事業・貸付事業 8) 日常生活自立支援事業
	(4) 安心して暮らせるように、事業やしくみをつくります	9) 居宅介護支援事業 10) 居宅介護等事業 11) デイサービスセンター事業 12) 地域活動支援センター事業 13) 就労継続支援事業 14) 日中一時支援事業 15) 福祉車輛・車いす貸出事業
発展強化計画	(1) 組織体制を強化します	1) 役員・評議員体制の強化 2) 事務局体制の強化及び職員の資質向上
	(2) 健全な経営を推進します	3) 収入の確保 4) 効率的な予算執行 5) 事業の再編 6) 財務管理の強化
	(3) 利用者の利益保護に努めます	7) 苦情解決制度の推進 8) 個人情報保護制度の推進
災害対策計画	(1) 災害発生時の緊急対策を実施します	1) 災害想定 2) 災害発生当日の対応 3) 組織体制と指揮命令系統 4) 優先事業 5) 緊急対策の全体像
	(2) 平常時の事前対策を実施します	6) 施設管理と財産保全 7) 職員行動マニュアルの見直しと防災訓練の実施 8) 応援者受入体制の整備 9) 災害ボランティアセンター設置・運営体制の整備

3. 平成 29 年度 基本目標及び重点事業(項目)

第 3 次総合計画(平成 26 年度～30 年度)は、①地域福祉活動計画、②発展強化計画、③災害対策計画の 3 つの計画から構成されており、それぞれの計画の基本目標を平成 29 年度事業計画の基本目標といたします。

また、本年度から全市町村で実施される「新しい介護予防・日常生活支援総合事業」(以下「新総合事業」という。)に対応して、支えあいのあるまちづくり、事業所経営を進めます。

第 3 次総合計画実施の 4 年目にあたり、残りの推進期間で到達目標が達成できるよう取組みます。

【地域福祉活動計画】

(1) 支えあいのあるまちをつくります

住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、「自助」「共助」「公助」のそれぞれが重要となりますが、現代は、核家族化や高齢化の進行によって「自助」機能が低下しています。「公助」である行政サービスは、公平性の観点から画一的であり、また、財政面でも限界があり、すべての課題を解決できるわけではありません。

今まさに、おたがいさまの精神で助け合う「共助」が求められています。

そこで、地域の助け合い組織であるブロック社協活動の推進や支援が必要な方が「助けてほしい!」と言える風土づくり、福祉活動に参加できる環境づくりなど地域における福祉教育の推進を目指します。

事業名	重点目標
1)ブロック社協事業	地域の福祉課題の把握、地域の助け合いのしくみづくりを推進するため、「ブロック社協事業」のさらなる呼びかけと活動の支援を行います。 また、「ブロック社協事業」の要綱改正を受け、ブロック社協の新規取り組みの促進と、既存のブロック社協の活動のステップアップを図ります。
2) 市民活動ボランティアセンター事業	「ブロック社協事業」と連動したコーディネート機能の強化を行うとともに、社協内部事業所・関係事業所等において把握されているボランティアニーズを吸い上げるしくみ作りを検討していきます。 個人ボランティアの登録再開に併せ、個人ボランティアの養成を目的とした講座を開催すると共に、ボランティアニーズのコーディネートに対応できる体制の調査研究を行います。

(2) 広く福祉情報が届く環境をつくります

現代は、情報化社会であり、テレビや新聞のほかにインターネットの普及など必要な情報を入手しやすい環境になっています。しかし、支援が必要な方が必ずしも自由に情報を入手できる環境にあるとは限りません。また、社協に対する市民の認知度も、必ずしも高いとは言えません。

支援が必要な方や福祉活動への参加を希望する方が、気軽に相談ができるように、広報誌やホームページはもちろんのこと、アウトリーチ(待つのではなく訪問活動等出向くこと)などあらゆる手段を講じ、広報及び広聴の推進を目指します。

事業名	重点目標
4)広報・広聴・啓発事業	市民福祉講座の開催により、市民向けの福祉啓発事業を開催するとともに、新しい広聴システムの研究や視覚障害者向け広報や、SNS（ソーシャルネットワークサービス）の活用等を調査・研究します。

(3) 困りごとを気軽に相談できる体制をつくります

日常生活で支援が必要な方やその家族が、必要な時に気軽に相談できるように、日頃から窓口のPRに努めます。また、相談にあたっては、福祉課題の解決に向け本人や家族と一緒に考えて考えます。対象者の属性によっては、部署間の連携を密にし、より総合的な相談体制を目指します。

事業名	重点目標
5)地域包括支援センター事業	<ol style="list-style-type: none">1. 新総合事業へのスムーズな移行に向けた対応をします。(業務量の変動に応じた職員体制の整備・事業の理解を深めるための内部研修の実施、市との連携強化)2. 地域ケア会議の充実を図ります。3. 認知症初期集中支援チームとの連携強化を図ります。4. 家族介護者交流事業運営ボランティア（介護経験のある方）の組織化を進めます。5. 地域における高齢者見守り体制の構築に向けた、関係機関との連携強化を図ります。(福祉出前講座等の積極的な活用)
6)障害者相談支援事業	<ol style="list-style-type: none">1. 基幹相談支援センター機能を強化します。2. 障害児者の特性理解、対応方法の習得に向けて取り組みます。3. 市内の障害福祉サービス事業所との連携強化、ネットワーク形成を目指します。

8)日常生活自立支援事業	<ol style="list-style-type: none"> 1. 安定した運営と内部牽制体制の確立のため、職員を複数体制とし、事業の充実を図ります。 2. 成年後見支援センターの機能や役割を調査し、社協事業としての適否について研究します。
---------------------	--

(4) 安心して暮らせるように、事業やしくみをつくります

在宅福祉サービスは、地域の社会資源の状況により、社協の役割が変わることから、社協として在宅福祉サービスを実施する意義を検討し、社協らしい在宅福祉サービスを提供できるように目指します。また、既存事業を見直すだけでなく、住民ニーズに基づいた新規事業の調査・研究にも積極的に取り組み、安心して暮らせる事業やしくみづくりを目指します。

事業名	重点目標
9) 居宅介護支援事業	<ol style="list-style-type: none"> 1. 利用者が住みなれた地域で安心して生活できるように、質の高いケアマネジメントで支援していきます。 2. 地域全体のケアマネジメントの質の向上に向けて、モデル的な事業所となるよう特定事業所としての運営を継続します。
10)居宅介護等事業	<ol style="list-style-type: none"> 1. 利用者の特性を踏まえ、能力に応じて、自立した日常生活を営むことができるよう総合的なサービス提供に努めます。 2. 改めて業務を見直し、適切な事業運営及び業務の効率化を図ります。 3. 新総合事業実施に伴う、今後の事業所運営の在り方を検討します。
11)デイサービスセンター事業	<ol style="list-style-type: none"> 1. 利用者が笑顔になれるよう、明るく、楽しい雰囲気づくりに努めます。 2. 利用者の状態の把握、介護体制を確立し、介護事故をなくします。 3. 職員間の報告、連絡、相談を密にした連携体制を強化します。 4. 研修等により職員の職業倫理、介護に関する知識や技術の向上を図ります。 5. 利用者及び家族からの相談や要望に対して、解決に向けて前向きに検討します。 6. 1日あたりの平均利用者数が32名以上となることを目指します。

12) 地域活動支援センター事業	1. 新規利用者の受け入れに向け、事業PRを積極的に行います。 2. 新たな作業及び生産活動を取り入れ、サービスを魅力あるものにし、利用者増を目指します。
13) 就労継続支援事業	1. 利用者個々の障害特性や能力に合わせた支援をします。 2. 利用者個々の障害特性に合った生産活動を提供し、工賃を向上させます。 3. 職員が障害特性及び就労支援に関する基礎知識や専門知識及び技術を修得します。 4. 利用者の方々に継続した支援ができるように安定した事業経営をめざします。
14) 日中一時支援事業	1. 利用者個々の障害特性や能力等を理解し、適切に支援します。 2. 安全に配慮し、利用者個々の障害特性や能力等に合ったプログラムを実施します。 3. 関係法令を遵守し、信頼ある事業所としてサービスの提供に努め、併せてその内容を充実させることにより利用の促進を図ります。

【発展強化計画】

(1) 組織体制を強化します	
<p>法人経営の要である理事、監事、評議員は、社会福祉に対する一層の熱意をもち、各種事業に参画し、社協の発展及び事業の推進に努めます。また、事務局体制や人事計画の見直しにより、組織体制の強化を図ります。</p> <p>市民に質の高いサービスを提供するため、研修の実施や資格取得に努め、職員の資質向上を図ります。</p>	
項目名	重点目標
1) 役員・評議員体制の強化	社会福祉法の改正にともない、改めて経営組織の権限・組織の明確化を行い体制強化を図ります。 役員・評議員の社協事業への参画を進め、事業評価や社協運営について協議を深めます。
2) 事務局体制の強化及び職員の資質向上	人事計画を見直すとともに、研修計画を充実させて職員のキャリアアップとスキルアップを目指し、事務局体制の強化と組織の活性化に努めます。

(2) 健全な経営を推進します

自主財源を確保するため、会員募集と共同募金のさらなる啓発を進めるとともに、施設利用料など、適切な応益負担を継続します。

支出の抑制や効率的な予算執行を図るため、事務の合理化、協働事業による負担の軽減、民間助成事業の活用等を進めます。時間内の業務に心がけ、職員の時間外勤務手当の削減に努めます。

介護保険事業等は、利用者サービスの質の向上を図りながら、健全経営になるよう社協全体の経営体制の見直しに努めます。

項目名	重点目標
3)収入の確保	さらなる期待が高まる社協の地域福祉推進事業に対して、事業に見合った人員配置と人件費補助金が確保できるよう市に交渉します。 会員募集と共同募金の運動を推進し、前年度の実績額の保持に努めます。
4)効率的な予算執行	事務の合理化、経費の削減、時間外勤務手当の削減を引き続き実施するとともに、人員配置を検討し支出の抑制をして予算を効率的に執行するよう努めます。
6)財務管理の強化	社会福祉法の改正により、役員報酬基準の公表、「社会福祉充実残額」の明確化、財務諸表等開示等財務規律の強化を図ります。 福祉基金を設置し、地域福祉活動に活用します。

(3) 利用者の利益保護に努めます

苦情解決は、思いやりのある業務対応や対人関係に心掛けるとともに、苦情があった場合には、迅速かつ誠心誠意対応するなどその解決に取り組みます。個人情報保護に関しては、その管理体制を強化し、適切な取り扱いに努めます。

項目名	重点目標
7)苦情解決制度の推進	苦情を発生させないよう職場内の情報共有や良好なコミュニケーションに努めます。 苦情解決実施要綱を見直します。
8)個人情報保護制度の推進	改正個人情報保護法による「福祉分野における個人情報保護に関するガイドライン」に沿って個人情報保護規程を見直します。

【災害対策計画】

(1) 災害発生時の緊急対策を実施します

社協の危機管理体制について、策定した職員緊急対応・行動マニュアルに基づき、災害時における組織体制と指揮命令系統の確立を図り、実効性の向上を目指します。
清洲総合福祉センター利用者の安全確保、施設の復旧及び財産保全に努めます。
限られた職員での支援活動となるため、優先事業を速やかに定め、優先度の高い業務から順次実施します。また、介護等の福祉サービス利用者の生活を支援するため、事業所の復旧と再開に努めます。

(2) 平常時の事前対策を実施します

災害時に職員が行動できるかどうか、策定した職員緊急対応・行動マニュアルを検証し、より実効性が高まるよう努めます。職員防災訓練を実施し、不測の事態に備えます。また、被災の規模により、社協として対応できない場合、社協のネットワークにより他の市町村社協から支援が受けられるよう、応援者の受入体制の整備や災害ボランティアセンター設置・運営体制の整備に努めます。

項目名	重点目標
6)施設管理と財産保全	施設管理賠償保険の補償内容の確認、器具什器や書類の被害防止策を講じます。また、システムのクラウド化に向け調査研究を進め、実現可能かどうか判断します。
7)職員行動マニュアルの見直しと防災訓練の実施	職員緊急対応・行動マニュアルの周知と見直しを重ね、職員の災害対応スキルの向上をめざします。 また、総合的な防災訓練計画を作成し、有事に備えた訓練を実施します。
8)応援者受入体制の整備	緊急対応・職員行動マニュアルによる応援者受入体制の点検を行い、より実効性の高い体制構築をめざします。 東尾張ブロック社協局地災害時救援活動訓練を幹事社協として開催し、応援者受入の実地訓練を行います。
9) 災害ボランティアセンター設置・運営体制の整備	策定した災害ボランティアセンター設置・運営の手引きに基づき、災害ボランティアコーディネーターと協力し、円滑なセンター運営のスキル向上をめざします。

また、災害ボランティアコーディネーターの育成及び支援を行います。

東尾張ブロック社協局地災害時救援活動訓練を幹事社協として開催し、応援者受入訓練と合わせた災害ボランティアセンター立ち上げ訓練を行います。